

# すくやか

S U K O Y A K A



# No.84

●編集・発行  
 一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会  
 本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内  
 ☎ 0120-276-701  
 TEL : 082-261-4208 FAX : 082-263-7586  
<http://www.kinnrou.jp>



## やって来た台風シーズン

今年も台風のシーズンがやって来ました。台風が発生すると、どうにか避けていってくれまいかと神頼みをしたくなります。しかし、そういつも神様は願いを聞いてはくれません。

台風が直撃したとき、直撃までしなくとも台風域に入ってしまったとき、我が家は果たして無事だろうか？被害にあったときには立ち直ることが出来るだろうか？と不安がよぎります。

そんな時、復旧費用の一助となるのが、勤労者協会火災共済保険（付加共済）の風水雪害保障です。では、どのような保障があるのでしょうか？ 風水雪害の給付例と給付内容は以下になります。

◎飛来物による窓ガラスの破損、雨戸や網戸の破損、強風によるドアの破損なども給付対象となります。

居住部分以外や基礎部分は給付対象外となります

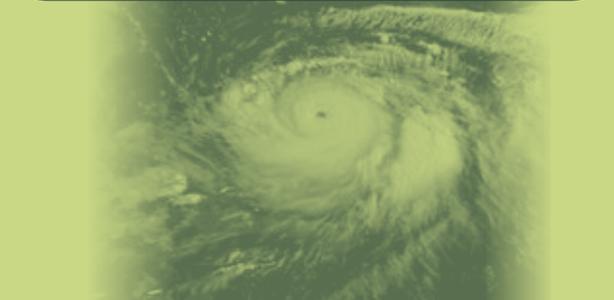
◆台風の災害は火災共済保険の付加共済の給付対象となります。給付内容は以下のとおりです。（付加共済には限度額を設けさせていただいております）



免責0円!

事由	給付内容		
風水雪害（付加共済）	対象	支払基準	限度額
  <p>風水雪害により家屋・家財に損害を生じたとき、契約口数の範囲内で右記を限度に実損額を給付します。但し、貸家加入の場合は限度額を1/2とします。</p> <p>発生した台風のうち、台風の接近又は上陸によって気象庁が地域内に「警報」又は「注意報」を発令し、台風の暴風域又は強風域に入った場合を協会では台風と定義し、給付対象としています。</p>	全壊のとき	1口につき 40,000円	家屋 400万円 家財 200万円
	半壊Aのとき	1口につき 20,000円	家屋 200万円 家財 100万円
	半壊Bのとき	1口につき 10,000円	家屋 100万円 家財 50万円
	一部壊のとき	1口につき 2,000円	家屋 20万円 家財 10万円
	床上浸水	1口につき 1,000円	家屋 10万円 家財 5万円
	テレビアンテナのみの損害	1口につき 2,000円	家財 3万円

# 台風の情報



## ◆台風(タイフーン)とは

熱帯や亜熱帯の海洋上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して最大風速が秒速約17m(34ノット)以上になったものを「台風」(タイフーン)と呼びます。

気象庁の統計では、台風は一年間に平均して25~26個発生し、そのうち11~12個が日本に接近、3個程度が日本に上陸しており、発生・接近・上陸ともに7月から10月にかけて最も多くなります。



因みに、熱帯低気圧がインド洋で発生、発達し、最大風速が秒速約17m(34ノット)以上になると「サイクロン」と呼ばれ、北西大西洋の米国周辺で発生し、最大風速が秒速約33m(64ノット)以上になると「ハリケーン」と呼ばれるんだって。発生する場所で呼び方が違ってくるみたいだよ。

## ◆台風の大きさ

台風の大きさは、強風域(風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)の大きさによって右表や右図のように決められています。

台風は数百kmの水平スケールをもつ大きな自然現象であり、中心付近でのみ災害が起こるわけではありません。暴風域や強風域の情報に注意が必要です。また、台風から離れたところでも大雨による災害が発生します。

台風の大きさ	強風域の半径
超大型(非常に大きい)台風	800km以上
大型(大きい)台風	500km以上~800km未満
台風	500km未満



## ◆台風の強さ

台風の強さは、その最大風速(10分間平均風速の最大値)により右表のように決められています。

強さ別の台風の発生割合は1981~2010年の30年の統計では、台風が44%、強い台風が26%、非常に強い台風が22%、猛烈な台風が8%でした。

台風の強さ	最大風速
猛烈な台風	54m/s以上
非常に強い台風	44m/s以上~54m/s未満
強い台風	33m/s以上~44m/s未満
台風	33m/s未満

(上記「台風の情報」は気象庁リーフレット参考、抜粋箇所あり)

# 事業推進研修会が終了しました

2017年の事業推進研修会を6月7日から7月25日の間、県内11箇所で開催し、2016年度の事業推進結果報告、2017年度の事業計画、諸規則の一部改訂等につき報告、発表しました。

ご参加頂きました加入団体代表者の方々から今後につながる貴重なご意見等頂き、研修会が終了しました。

研修会にて実務者から「火災共済、総合共済共通の人の動きを火災、総合それぞれの共済の用紙に記入するのではなく一本化した用紙を作って頂けないでしょうか」とのご要望がありました。この件については他の加入団体からも要望が出ており、このたび、実務者の利便性を考慮し、火災共済団体一括・総合共済が一枚に記入できる新規および変更用紙、火災共済団体一括・個人加入・総合共済の解約が一枚に記入できる解約届を新たに作成いたしました。



新しい用紙はHPの各種申請書・請求書からダウンロードできます。用紙名は以下になります。是非ご利用ください。詳しくは最寄りの支所にお問い合わせください。

火災共済団体一括・総合共済新規申告書(00-11-01-06-01)、火災共済団体一括・総合共済変更申告書(00-11-01-06-02)、火災共済保険(団体一括・個人)・総合共済解約届(保険料払戻請求書)



研修会風景



出店理事長挨拶



今村事務局長事業報告



## 実務者待望の新しい用紙が出来ました

